

生活のきまり

項目	小学生	中学生	高校生
外出 外泊	○外出する場合は、保護者に外出先、帰宅時刻、同行者を告げること ○夏（5月～10月）は午後6時までに帰宅すること ○冬（11月～4月）は午後5時までに帰宅すること ※午後5時以降でも開館している施設はありますが、暗くならないうちに帰宅すること ○町外へ行くときは、保護者または保護者が認めた大人と行くこと	○夏は午後7時までに帰宅すること ○冬は午後6時までに帰宅すること ○身分の分かるものを携帯すること ○中学生らしい服装と節度ある行動を心がけること	○午後9時までに帰宅すること ※学校によりきまりの違いがあります ○身分の分かるものを携帯すること ○友人宅への無断外泊はしないこと
	○外出時間以外は保護者または保護者が認めた大人と行くこと ○友人間の外泊は双方の保護者の責任において判断すること		
旅行	○泊りを伴うものは、保護者または保護者が認めた大人と行くこと ○旅行先では、その地域のきまりに従うこと		○保護者の承諾を得て学校に届け出をし、許可を受けること
映画 催し物	○保護者の許可を得ること ○会場でのマナーを守り、他人に迷惑をかけること		○コンサートや校外集会を開催するとき、または出演するときは学校に届け出をし、許可を受けること
遊技場 カラオケ	○ゲームセンター、カラオケなどは、保護者または保護者が認めた大人と行くこと	○ボウリングは保護者の許可を得ること	○カラオケ店・ボウリングなどは、外出時間と規則を守ること
飲食店	○主としてお酒を出す店やパチンコ、麻雀店への出入りはしないこと ○保護者の許可を得ること		
海水浴 キャンプ 登山 川遊び	○保護者または保護者が認めた大人と行くこと ○その地域、施設のきまりに従い、マナーを守ること		○保護者の承諾を得て学校に届け出ること
アルバイト	○アルバイトはできません	○保護者の承諾を得て学校に届け出をし、許可を得ること	○職種、就労時間は学校の規則に従うこと
交通安全	○交通のきまりを守ること ○自転車は交通規則に従い、安全な乗り方をすること		

みんなで育てる新十津川っ子

- 心のかようあいさつをしよう
- ごみのない美しい町にしよう
- 子どもたちを守り育てよう

問合せ 教育委員会社会教育グループ
☎76-4233

安全で楽しい生活をおくるための

生活のきまり

子どもが安全で健やかに成長することを願う、生活のきまりです。保護者の方は、子どもに生活のきまりを説明して、しっかり理解させてください。

小学生・中学生・高校生の皆さんへ

4月になり、進学などで新しい生活が始まります。進学や進級のタイミングは、新しいことにチャレンジする絶好の機会です。夜ふかしなどで生活のリズムを崩すことなく、健康で有意義な時間を過ごしてください。

そのためにも、この「生活のきまり」をよく読んで、友だちとの交流を豊かにしつつ、事故のない安全で楽しい生活を送りましょう。



保護者の皆さんへ

子どもは、ほめられることで伸びていきます。子どもの行動によく目を向け、生活を見守ることで子どもの良さや変化を見逃さず、コミュニケーションを深めましょう。

地域の皆さんへ

子どもは「地域の宝」です。あいさつから始まる「地域コミュニケーション」を大事にしながら、子どもたちを見守り、地域の安全・安心をつくりだしましょう。

小学生・中学生・高校生の共通のきまり

項目	きまり
魚釣り・サイクリング	○保護者の許可を得て2人以上で行くこと ○特に安全面については、保護者と十分に話し合うこと
スキー・スケート・水泳	○（小学4年生以上）保護者の許可を得て2人以上で行くこと ○（小学3年生以下）保護者または保護者が認めた大人と行くこと
花火	○保護者または保護者が認めた大人と一緒に遊ぶこと ○危険な場所や人ごみではしないこと ○危険な行為はしないこと ○後始末は特に注意を払うこと（水の入ったバケツなどを用意）
携帯電話・インターネットなど	○携帯電話やパソコンには、フィルタリングを設置し、利用していい時間や場所、使い方など、家の人とよく相談し、家庭でのルールを決めて使用すること ○見知らぬ人からの電話やメールには応じないこと
その他	○公共物は大切に扱うこと ○お金の「貸し、借り」「おごりあい」はしないこと ○危険物（ナイフなど）は持ち歩かないこと ○登下校中の寄り道や買い食いはしないこと ○暗がりや人通りの少ないところでの一人歩きはしないこと ○見知らぬ車や知らない人の誘いには、絶対に乗らないこと ☆子ども会や地域の活動には積極的に参加しましょう